

## 福祉・その他

**Q1** 鹿嶋市社会福祉協議会について教えてください。また、地区社会福祉協議会との関係についても説明してください。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき「地域福祉の推進を図ることを目的とする」団体で、地域の方々や福祉・保健・医療の関係者の方々、ボランティアなどの協力をいただき、行政機関とも連携・共創しながら「福祉のまち」の実現を目指して活動を展開している民間の社会福祉団体です。

### 事務局事業（サービス）

- ◆地域福祉事業（地区社協の支援、相談事業、生活支援、地域サロン活動推進助成事業、アシストタイム事業など）
- ◆福祉ボランティア育成事業（ボランティア登録、講座の実施など）
- ◆在宅福祉事業（高齢者地域支援事業、日常生活自立支援事業、ファミリーサポートセンター事業など）
- ◆その他（福祉まつり「みんなのひろば」の開催、児童生徒福祉作文事業、歳末たすけあい事業、老人福祉センターの管理運営など）

「地区社会福祉協議会（地区社協）」は、地域福祉を進める中心的な担い手として、地域の様々な福祉ニーズに対応し、主体的に問題の解決に取り組んでいる団体です。地区社協は、小学校区単位に設立され、地域サロン活動や見守りなど市民による身近な福祉活動を展開しています（令和6年3月末現在 11地区）。

鹿嶋市社会福祉協議会（市社協）は、こうした活動が地域で活発に取り組むことができるように支援し、連携を密に協力関係を保ちながら、地域のニーズに即した福祉活動に取り組んでいます。

なお、社会福祉協議会の事業の財源は、市民（会員）の皆様からの会費・共同募金助成金・寄付金と行政関係からの補助金・受託金などで賄われています。

【問合せ先】

市社会福祉協議会

電話 82-2621